

議 第 42 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市立野外教育施設条例の一部改正について

熊本市立野外教育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例

熊本市立野外教育施設条例（昭和50年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立金峰山自然の家条例

第1条中「集団生活」を「活動」に、「、少年」を「青少年」に改め、「図る」の次に「とともに、市民に自然に親しむ体験の機会を提供する」を加え、「野外教育施設」を「熊本市立金峰山自然の家（以下「金峰山自然の家」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 金峰山自然の家の位置は、熊本市西区池上町3071番5とする。

第3条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条第1号中「少年の集団宿泊訓練」を「集団宿泊活動」に改め、同条第2号及び第3号中「少年の」を削り、同条第4号中「少年団体」を「青少年団体の指導者」に改める。

第4条を次のように改める。

（優先使用）

第4条 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）は、金峰山自然の家を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、金峰山自然の家を優先して使用させることができる。

- (1) 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の生徒及びその引率者
- (2) 本市内の小学校の児童又は中学校の生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの

第5条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)について必要な条件を付することができる。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「前条の許可」を「使用許可」に、「した許可」を「した使用許可」に改め、同項第1号中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条第2項中「前項の許可」を「使用許可」に、「責」を「責め」に改める。

第7条を次のように改める。

(使用料等)

第7条 金峰山自然の家の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 市長は、第1項に定める使用料とは別に、第3条に定める事業の実施のために必要な範囲内で、使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)に対し、食事、宿泊のためのシート、体験活動に用いる材料等を提供し、当該提供に係る費用を徴収することができる。

第8条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に、「き損し」を「毀損し」に、「復するか」を「回復し」に改める。

第10条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条を第18条とする。

第9条第1項中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に、「熊本市立野外教育施設

運営協議会」を「熊本市立金峰山自然の家運営協議会」に改め、同条第2項中「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同条を第17条とし、第8条の次に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 金峰山自然の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第10条 前条の規定による指定を受けようとするものは、金峰山自然の家の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、当該指定について委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 金峰山自然の家の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画書の内容が、金峰山自然の家の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく教育委員会規則その他委員会が定めるところに従い、金峰山自然の家の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務

(2) 金峰山自然の家の維持管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、金峰山自然の家の管理運営上委員会が必要と認める業務

(利用料金等)

第13条 指定管理者は、金峰山自然の家の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。

3 第7条に規定する使用料を納付したものは、当該使用料に係る金峰山自然の家の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

5 指定管理者は、委員会が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

7 指定管理者は、第7条第5項に規定する提供の業務を行ったときは、第1項に定める利用料金とは別に、当該提供を受けた使用者からその費用を徴収し、自己の収入として収受することができる。

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けるものは、市と金峰山自然の家の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、教育委員会規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第15条 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、金峰山自然の家の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第10条の規定にかかわらず、金峰山自然の家の最初の指定管理者を指定する場
 合においては、委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関
 する法律（平成11年法律第117号）に基づき金峰山自然の家について選定し、
 契約した民間事業者を議会の議決を経て、金峰山自然の家の指定管理者に指定する
 ものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

使用区分	使用時間	使用者	使用料
宿泊室	午後1時から翌日の 午前10時まで	一般	1人1泊 1,400円
		大学生・高校生	1人1泊 900円
		中学生以下	1人1泊 700円
テントサイト	午前11時から翌日 の午前10時まで	一般	1人1泊 1,000円
		大学生・高校生	1人1泊 600円
		中学生以下	1人1泊 500円
日帰り	午前11時から午後 9時まで	一般	1人 500円
		大学生・高校生	1人 300円
		中学生以下	1人 250円

備考

- 「一般」とは、大学生・高校生及び中学生以下に該当しない者をいう。
- 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「中学生以下」とは、中学校の生徒及び小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 使用料には、食事、宿泊のためのシート、体験活動に用いる材料等の提供に係る費用を含まない。
- 日帰りの使用区分は、金峰山自然の家の使用許可を受けた場合に使用できることとなる施設（宿泊室を除く。）及び設備を宿泊を伴わずに使用する場合に適用する。
- 小学校就学の始期に達するまでの者に係る使用料は、無料とする。

- 7 中学生以下で本市内の小学校又は中学校に通学する者及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として金峰山自然の家を使用する場合における使用料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 附則第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(準備行為)

- 2 熊本市立金峰山自然の家の指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(施行前の使用許可等に関する特例)

- 3 熊本市立金峰山自然の家の指定管理者は、施行日前においても、この条例による改正後の熊本市立金峰山自然の家条例（以下「新条例」という。）第4条から第7条まで、第11条、第13条、第16条及び別表の規定の例により、使用許可（新条例第5条第2項の使用許可をいう。以下同じ。）及び利用料金等の収受に関し必要な行為を行うことができる。

- 4 前項の場合において指定管理者がした使用許可、指定管理者に対してなされた使用許可の申請又は指定管理者がした利用料金等の収受は、施行日以後においては、それぞれ新条例第5条、第7条又は第13条の規定によりなされたものとみなす。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市立野外教育施設条例（以下「旧条例」という。）第9条第2項の規定により委嘱され、又は任命された熊本市立野外教育施設運営協議会の委員である者は、施行日に、新条例第17条第2項の規定により、熊本市立金峰山自然の家運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第17条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第9条第2項の規定により委嘱され、又は任命された熊本市立野外教育施設

運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(提出理由)

熊本市立金峰山少年自然の家の設置目的に市民に自然に親しむ体験の機会を提供することを加えるとともに、同施設に指定管理者制度を導入する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市立野外教育施設条例（昭和50年条例第13号）の一部改正 新旧対照表

改正案	現行				
<p style="text-align: center;"><u>熊本市立金峰山自然の家条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、恵まれた自然環境の中での活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然に親しむ体験の機会を提供することを目的として、<u>熊本市立金峰山自然の家</u>（以下「<u>金峰山自然の家</u>」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p> <p>第2条 <u>金峰山自然の家の位置は、熊本市西区池上町3071番5とする。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第3条 <u>金峰山自然の家</u>は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>集団宿泊活動</u> に関すること。</p> <p>(2) <u>野外観察</u>その他自然に親しむ学習活動に関すること。</p> <p>(3) <u>体育、レクリエーション及び野外活動</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>青少年団体の指導者の育成及び指導</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>その他金峰山自然の家の設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>（優先使用）</p> <p>第4条 <u>熊本市教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）は、<u>金峰山自然の家</u>を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、<u>教育委員会規則で定めるところにより、金峰山自然の家を優先して使用させることができる。</u></p> <p>(1) <u>教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童又は 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒</u> 及びその引率者</p> <p>(2) <u>本市内の小学校の児童又は 中学校の生徒</u> を主たる構成員とする団体及びその引率者</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、委員会</u> が<u>適当と認めるもの</u></p> <p>（使用許可）</p> <p>第5条 <u>金峰山自然の家</u>を使用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2. <u>委員会は、前項の許可（以下「<u>使用許可</u>」という。）について必要な条件を付することができる。</u></p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第6条 委員会は、使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、<u>使用許可</u> をせず、既にした<u>使用許可</u>を取り消し、又はその使用を停止することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>熊本市立野外教育施設条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、恵まれた自然環境の中での<u>集団生活</u>を通じて、<u>少年の健全な育成を図る</u> _____ ことを目的として、<u>野外教育施設</u> _____ を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>野外教育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>熊本市立金峰山少年自然の家</u></td> <td style="text-align: center;"><u>熊本市西区池上町字西平山</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第3条 <u>野外教育施設</u> は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>少年の集団宿泊訓練</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>少年の野外観察</u>その他自然に親しむ学習活動に関すること。</p> <p>(3) <u>少年の体育、レクリエーション及び野外活動</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>少年団体の育成及び指導</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>その他野外教育施設</u> の設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>（使用者の範囲）</p> <p>第4条 <u>野外教育施設</u>を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校</u> _____ の児童若しくは中学校 _____ の生徒又はこれらに準ずる者及びその引率者</p> <p>(2) <u>本市内の小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者を主たる構成員とする団体及びその引率者</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、熊本市教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）が<u>適当と認めるもの。</u></p> <p>（使用許可）</p> <p>第5条 <u>野外教育施設</u>を使用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【追加】</p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第6条 委員会は、使用の目的、方法等が次の各号の<u>一に</u> 該当すると認められる場合は、<u>前条の許可</u>をせず、既にした<u>許可</u>を取り消し、又はその使用を停止することができる。</p>	名称	位置	<u>熊本市立金峰山少年自然の家</u>	<u>熊本市西区池上町字西平山</u>
名称	位置				
<u>熊本市立金峰山少年自然の家</u>	<u>熊本市西区池上町字西平山</u>				

- (1) 金峰山自然の家の設置目的に反するとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

2 使用許可の取消し又は使用の停止等によって使用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第7条 金峰山自然の家の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 市長は、第1項に定める使用料とは別に、第3条に定める事業の実施のために必要な範囲内で、使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)に対し、食事、宿泊のためのシート、体験活動に用いる材料等を提供し、当該提供に係る費用を徴収することができる。

(損害賠償)

第8条 使用者は、金峰山自然の家の施設、設備等を毀損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は委員会が認定する額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 金峰山自然の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第10条 前条の規定による指定を受けようとするものは、金峰山自然の家の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、当該指定について委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請があったものの中から、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 金峰山自然の家の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画書の内容が、金峰山自然の家の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく教育委員会規則その他委員会が定めるとこ

(1) 野外教育施設の設置目的に反するとき。

(2) 施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。

(4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の許可の取消し又は使用の停止等によって使用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 野外教育施設の使用料は、無料とする。

【追加】

【追加】

【追加】

【追加】

(損害賠償)

第8条 使用者は、野外教育施設の施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復するか、又は委員会が認定する額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

【追加】

【追加】

【追加】

るに従い、金峰山自然の家の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務
- (2) 金峰山自然の家の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、金峰山自然の家の管理運営上委員会が必要と認める業務

(利用料金等)

第13条 指定管理者は、金峰山自然の家の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自己の収入として収受することができる。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 第7条に規定する使用料を納付したものは、当該使用料に係る金峰山自然の家の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、委員会が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
- 7 指定管理者は、第7条第5項に規定する提供の業務を行ったときは、第1項に定める利用料金とは別に、当該提供を受けた使用者からその費用を徴収し、自己の収入として収受することができる。

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けるものは、市と金峰山自然の家の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定に定める事項は、教育委員会規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第15条 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、金峰山自然の家の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営協議会)

第17条 金峰山自然の家の運営を効果的に行うため、熊本市立金峰山自然の家運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、10人以内とし、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前

【追加】

【追加】

【追加】

【追加】

【追加】

(運営協議会)

第9条 野外教育施設 の運営を効果的に行うため、熊本市立野外教育施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、10人以内とし、委員会が委嘱 又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、金峰山自然の家の管理運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和50年8月14日規則第45号で昭和50年8月15日から施行)

2 第10条の規定にかかわらず、金峰山自然の家の最初の指定管理者を指定する場合には、委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき金峰山自然の家について選定し、契約した民間事業者を議会の議決を経て、金峰山自然の家の指定管理者に指定するものとする。

附 則(昭和51年3月26日条例第23号) 【以下略】

別表(第7条関係)

使用区分	使用時間	使用者	使用料
宿泊室	午後1時から翌日の午前10時まで	一般	1人1泊 1,400円
		大学生・高校生	1人1泊 900円
		中学生以下	1人1泊 700円
テントサイト	午前11時から翌日の午前10時まで	一般	1人1泊 1,000円
		大学生・高校生	1人1泊 600円
		中学生以下	1人1泊 500円
日帰り	午前11時から午後9時まで	一般	1人 500円
		大学生・高校生	1人 300円
		中学生以下	1人 250円

備考

1 「一般」とは、大学生・高校生及び中学生以下に該当しない者をいう。

2 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

3 「中学生以下」とは、中学校の生徒及び小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 使用料には、食事、宿泊のためのシーツ、体験活動に用いる材料等の提供に係る費用を含まない。

5 日帰りの使用区分は、金峰山自然の家の使用許可を受けた場合に使用できることとなる施設(宿泊室を除く。)及び設備を宿泊を伴わずに使用する場合に適用する。

6 小学校就学の始期に達するまでの者に係る使用料は、無料とする。

7 中学生以下で本市内の小学校又は中学校に通学する者及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として金峰山自然の家を使用する場合における使用料は、無料とする。

任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、野外教育施設の管理運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和50年8月14日規則第45号で昭和50年8月15日から施行)

附 則(昭和51年3月26日条例第23号) 【以下略】

【別表追加】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 附則第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日
- (準備行為)
 - 2 熊本市立金峰山自然の家の指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
(施行前の使用許可等に関する特例)
 - 3 熊本市立金峰山自然の家の指定管理者は、施行日前においても、この条例による改正後の熊本市立金峰山自然の家条例(以下「新条例」という。)第4条から第7条まで、第11条、第13条、第16条及び別表の規定の例により、使用許可(新条例第5条第2項の使用許可をいう。以下同じ。)及び利用料金等の収受に関し必要な行為を行うことができる。
 - 4 前項の場合において指定管理者がした使用許可、指定管理者に対してなされた使用許可の申請又は指定管理者がした利用料金等の収受は、施行日以後においては、それぞれ新条例第5条、第7条又は第13条の規定によりなされたものとみなす。
(経過措置)
 - 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市立野外教育施設条例(以下「旧条例」という。)第9条第2項の規定により委嘱され、又は任命された熊本市立野外教育施設運営協議会の委員である者は、施行日に、新条例第17条第2項の規定により、熊本市立金峰山自然の家運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第17条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第9条第2項の規定により委嘱され、又は任命された熊本市立野外教育施設運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

「熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例」の概要について

● 主な改正点

(1) 条例名称の変更

現 行： 熊本市立野外教育施設条例

改正案： 熊本市立金峰山自然の家条例

(2) 設置目的

現 行： 恵まれた自然環境の中での集団生活を通じて、少年の健全な育成を図る

改正案： 恵まれた自然環境の中での活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然に親しむ体験の機会を提供することを目的として設置

(3) 施設名称

現 行： 熊本市立金峰山少年自然の家

改正案： 熊本市立金峰山自然の家

(4) 使用者の範囲

現 行： 使用することができるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- ・本市内の小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者、これらを主たる構成員とする団体、その引率者、その他教育委員会が適当と認めた者

改正案： 「使用者の範囲」の規定を「優先使用」へ改正。

- ・上記に加え、本市の居住者、通学者、通勤者、事業者、区域内で活動する個人・団体を教育委員会規則で規定

改正案	現 行
<p>(優先使用)</p> <p>第4条 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）は、<u>金峰山自然の家を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、金峰山自然の家を優先して使用させることができる。</u></p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒及びその引率者</p> <p>(2) 本市内の小学校の児童又は中学校の生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 <u>野外教育施設を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校の児童若しくは中学校の生徒<u>又はこれらに準ずる者及びその引率者</u></p> <p>(2) 本市内の小学校の児童若しくは中学校の生徒<u>又はこれらに準ずる者</u>を主たる構成員とする団体及びその引率者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの</p>

(5) 使用料

現 行： 無料

改正案： 一般利用者（本市内の小中学校の教育課程における利用以外）の施設使用料を設定

※本市内の小中学校の教育課程における利用及び小学校就学の始期に達するまでの者の利用は、無料。

※指定管理者は、条例に定める額を超えない範囲内で、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定め（条例に定める使用料は適用しない）、自己の収入として収受する。

別表（第7条関係）

使用区分	使用時間	使用者	使用料
宿泊室	午後1時から翌日の	一般	1人1泊 1,400円
	午前10時まで	大学生・高校生	1人1泊 900円
		中学生以下	1人1泊 700円
テントサイト	午前11時から翌日	一般	1人1泊 1,000円
	の午前10時まで	大学生・高校生	1人1泊 600円
		中学生以下	1人1泊 500円
日帰り	午前11時から午後	一般	1人 500円
	9時まで	大学生・高校生	1人 300円
		中学生以下	1人 250円

(6) 指定管理者による管理

現 行： 規定なし

改正案： 指定管理者による管理、指定の手続き、管理の基準、指定管理者が行う業務、利用料金、協定の締結等について規定。

(7) 施行日等

- ・ 条例の施行日は、令和7年4月1日。
- ・ 施行前の使用許可等に関する特例については、令和6年4月1日。